

川口市教育委員会公募型見積合せ（オープンカウンター）試行実施要領
（趣旨）

第1条 この要領は、川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号。以下「規則」という。）その他の規則に定めるもののほか、教育総務課において市立学校の物品の購入、備品修繕及び印刷（以下「物品の購入等」という。）を行うに当たり、オープンカウンターによる見積合せの試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「オープンカウンター」とは、物品の購入等に係る見積合せにおいて、教育総務課で見積書を徴取する相手方を特定せず、あらかじめ案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書を徴取し、そのうちから契約の相手方を決定する方法をいう。

（対象物品）

第3条 この要領の対象となる物品は、川口市財産規則（昭和39年規則第9号）第50条の規定により読み替えて適用される第33条第2項の規定により教育総務課長が行う市立学校の物品の購入等の措置のうち、予定価格が30万円を超え150万円以下のもの（ただし、備品修繕及び印刷は予定価格が30万円を超え200万円以下のもの）とする。

2 前項の規定にかかわらず、納入期限までの期間が短く、オープンカウンターに要する日数が確保できないとき、特定の相手方と契約する必要があるとき等オープンカウンターにより難しいときは、対象としないことができる。

（参加資格要件）

第4条 オープンカウンターに参加することができる者は、案件を公開した日から契約の相手方の決定の日までの間において、次の各号に定める要件を全て備える者とする。

- (1) 当該年度における本市の物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 規則第2条第1項第1号の要件を備えている者であること。

- (4) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準（平成7年告示第437号）に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
 - (5) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (8) 同一の案件に参加する者のうちに、契約締結権限を有する者が他の参加者の契約締結権限を有する者を兼ねていないものであること。
 - (9) 契約の履行に必要な法令等に基づく許可、資格等を備えている者であること。
- 2 前項第1号の参加資格については、案件毎に別途業種区分を定めるものとする。
 - 3 第1項各号に掲げるもののほか、市長は、案件の性質等により必要があると認めるときは、地域要件その他の資格を定めることができる。

（案件の公開）

第5条 オープンカウンターにより物品の購入等を行うときは、火曜日又は金曜日（その日が閉庁日のときは、その翌日以降で閉庁日でない日）に、その内容を教育総務課のホームページに掲載することにより公開する。

- 2 前項の教育総務課のホームページに掲載する内容は、概ね次に掲げるとおりとするほか、併せて仕様書、様式第1号の見積書等必要な書類を掲載するものとする。
 - (1) 契約番号
 - (2) 案件名称
 - (3) 参加資格要件及び見積書提出方法
 - (4) 見積書提出期限
 - (5) 見積書提出場所
 - (6) その他必要な事項

(同等品の承認等)

第6条 仕様に記載された物品と同等以上の機能を有する物品（以下「同等品」という。）によりオープンカウンターに参加しようとする者は、別に定める期日までに様式第2号の同等品承認申請書を教育総務課まで提出し、承認を得るものとする。

2 物品の仕様等に関し質疑のある者は、別に定める期日までに様式第3号の質問書を教育総務課まで提出することができる。

3 同等品の承認申請及び前項の質疑に対する回答は、教育総務課のホームページに掲載する。

(見積書の提出)

第7条 見積書は、原則として案件を公開した日の翌日から起算して10日目（その日が閉庁日のときは、その翌日以降で閉庁日でない日）の午前11時までに提出しなければならない。この場合における見積書記載金額は、原則として消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

2 見積書は、持参のほか、ファクシミリ又は電子メールにより提出することができる。

3 提出された見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 見積書作成、提出等に係る費用は、全て見積合せに参加する者の負担とする。

(見積書の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 第4条に掲げる参加資格要件を備えない者が提出した見積書

(2) この要領の規定に反して提出した見積書

(3) 同一の案件において同一者（代理人を含む。）が提出した2以上の見積書

(4) 談合その他不正の行為により提出した見積書

(5) 無記名によるもののほか、判読できず意思表示が不明瞭な見積書

(6) 金額を訂正した見積書

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令違反の認められる見積書

(契約の相手方の決定等)

第9条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出したものを契約の相手方の候補者として決定する。

- 2 契約の相手方の候補者となるべき同価の見積書を提出した者が2以上あるときは、くじ引きにより契約の相手方の候補者を決定する。くじ引きの日程及び場所は、当該見積書の提出者に電話等で速やかに通知するものとし、くじを引かない者があるときは、その者に代えて教育委員会の契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 契約の相手方の候補者が決定したときは、速やかに第4条の参加資格を審査する。この場合において、同条第1項第9号の許可等については、適宜確認することのできる書類を提出させるものとする。
- 4 契約の相手方の候補者が第4条の参加資格を全て備えていることを確認したときは、当該候補者を契約の相手方として決定し、速やかに連絡をするものとする。
- 5 契約の相手方の決定から契約締結までの間に当該者が第4条に規定する参加資格要件を備えなくなったとき、見積書が無効であることが判明したときその他オープンカウンターに関する条件に違反していることが判明したときは、当該決定は、失効する。この場合における契約の相手方は、次順位者（その者が2以上あるときは第2項の規定の例により決定した者）とする。
- 6 予定価格に達する有効な見積書の提出がないときは、オープンカウンターを終了する。
- 7 前項の場合において、市長は、最低価格の見積書を提出した者から再度見積書を徴することができる。

（結果の公表）

第10条 オープンカウンターの結果については、全見積参加者、全見積金額、決定業者及び決定金額を教育総務課のホームページで公表する。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、オープンカウンターの試行実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。